

名古屋三河道路有識者委員会 規約

(名称)

第1条 本委員会は、「名古屋三河道路有識者委員会」(以下「委員会」という。))と称する。

(目的)

第2条 委員会は、愛知県が実施する名古屋三河道路の構想段階の計画策定プロセスにおいて、計画検討手順、コミュニケーションプロセス、技術・専門的検討に対して、客観的な立場から助言等を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施する。

- (1) 計画検討手順の進め方についての助言
- (2) 市民等に対するコミュニケーションプロセスについての助言や、コミュニケーションプロセスが適切に行われているかの確認
- (3) 技術・専門的検討に用いるデータや解析手法に対する助言、技術・専門的検討を行うべき内容や検討過程および検討結果の妥当性の確認
- (4) その他(1)～(3)を実施するのに必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、公正中立な立場である有識者をもって構成し、委員の構成は別紙のとおりとする。

- 2 委員の代理出席は認めないものとする。
- 3 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

(第三者性)

第5条 委員は委員会の目的に照らし、特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委員会の所掌事項が完了するまでとする。

(委員長)

第7条 委員会には、委員長を置くものとする。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議は、原則として公開する。ただし、愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる等、会議の内容により、公開の支障があると委員長が判断した場合はこの限りではない。

3 前項により、会議を公開する場合の傍聴方法等については、別途定める要領による。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人を識別したり、個人の権利利益を害する恐れのある個人に関する情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は愛知県建設局道路建設課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長と事務局で調整し決定する。

附則

この要綱は、令和4年 12月 14日から施行する。

この要綱は、令和5年 12月 8日から施行する。

この要綱は、令和6年 10月 22日から施行する。

〔別 紙〕 名古屋三河道路有識者委員会名簿

(五十音順・敬称略)

	氏名	職名等
委員長	なかむら ひでき 中村 英樹	名古屋大学大学院 環境学研究科 教授
委 員	おかだ やすあき 岡田 恭明	名城大学大学院 理工学研究科 教授
	かとう よしと 加藤 義人	岐阜大学工学部 客員教授
	くらうち ふみたか 倉内 文孝	岐阜大学大学院 工学研究科 教授
	さとう くみ 佐藤 久美	名古屋国際工科専門職大学 工科学部 教授
	すずき こうじ 鈴木 弘司	名古屋工業大学大学院 工学研究科 教授
	ねもと けいじ 根本 恵司	一般社団法人中部経済連合会 常務理事
	みずお えり 水尾 衣里	名城大学大学院 人間学研究科 教授
	みちばやし かつよし 道林 克禎	名古屋大学大学院 環境学研究科 教授